慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中立船内の敵貨と敵船内の中立貨（五）
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.10 (1919. 10) ,p.1294(44)- 1309(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19191001-0044
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中立船内の敵貨と敵船内の中立貨（五）

板倉卓造

九

四、其他の大陸諸國

瑞典と丁抹は歐洲に於て最も忠實に「自由船自由貨」の原則を固守したる國なり。露國が「第二武裝中立」の諸國との盟約を破りて一八〇一年英國との條約に於て中立船は其搭載の敵貨を保護せざるの舊主義に復歸したると共に瑞丁兩國を强要して同樣の條約を締結せしめたるの外は此二國は終始一貫して「自由船自由貨」の原則を支持したり。墺地利とハンサ同盟諸市も亦偶々その所見を問はれたるときは毎度一般の原則を誠意尊重す可きを以て答へたりき。普魯西に至ては此原則の支持に關して英國と强硬に抗爭したる著名なる一事件あり。所謂シレジヤ公債沒收事件是れなり。即ち一七四四年の初め英國は佛國との交戰中普魯西の商船か敵國たる佛國の貨物を搭載したるの故を以て多數の普船を拿捕し英國捕獲審檢所は之を合法の捕獲物として沒收したるに對しフレデレッキ大王は之を以て不法となし最も熱烈に抗議したりしも其甲斐なかりしを以て遂に一七五二年に至り報復の手段に依り英國のシレジヤに有する公債の元利を沒收したり。此紛爭、久しきに亘りて解けざりしが結局これを兩國の共同商議に依て解決すると、し英國よりは當時最も公正剛直の名ありし名判官William Murray(後のLord Mansfield)普魯西よりはGrotiusの著名なる註解者Cocceiusを以て其主席代表者として協議を遂げしめたる結果、一七五六年、英國の行爲を曲とし遂に賠償金二萬磅を普魯西に支拂ふて落着したり。而して普魯西が「第一武裝中立」及び「第二武裝中立」の盟約に加入したること既に記したる所の如し。最後に伊太利及び土耳其の兩國も「自由船自由貨」の原則を承認したる其中にて土耳其が一六〇四年、佛國との條約に於て歷史上最も早く此原則を認めたるものなること亦先に說明したる所なり

五、英國

斯の如く歐洲大陸諸國の大多數は主義として「自由船自由貨」の原則を承認した

るに反し獨り海上の最雄者たる英國は之を採用するを肯ぜざりき。十八世紀の終の頃まで英國は他國の條約に於ては中立國旗の不可侵を承認したるに拘はらず實際には之を遵奉することなく一旦他國に對して戰端を開くや條約の明文を蹂躙して憚からざりき。而して毎度これを辯明して自衛上、止むを得ざるに出づと稱したり。即ち一七四四年、五五年及び七八年の戰爭に於て中立船内に搭載せられたる敵貨は固より其中立船自體及び他の載貨をも併せて沒收す可きを命じ更に一七九三年及び四年の樞密院令には中立船内敵貨の拿捕に就て明文を設けざりしも然かも是等樞密院令法文の解釋上、拿捕を命ずるものとして適用せられたりき。是等の主張に對し瑞典及び丁抹の兩國は强硬に抗議する所あり、其抗議は常に拒絶せられたりと雖も當時丁抹の外務大臣 Bernstorff 伯が英國の主張を論難したる外交文書は最も適切有力に中立國の權利を闡明したるものにして其文書は今 Ortlan の Diplomatie de la mar 第二卷々末に載する所なり（註二五）

（註二五）Hautefeuille は是等の文書を激稱して plusieurs dépêches très-remarquables par la fermeté et la modération de son langage. Les droits des neutres y sont retracés avec une force et une lucidité, que placent leur auteur au rang des hommes éminants de son siècle と云へり（Histoire du droit maritime international, p. 357）

アミヤン講和破るゝに及で英國は一層その固有の主義を强烈に實行し自ら辨じて「英國は自國に取りて最も重要にして且つ總ての自由國民の爲めに最も貴重なる其海上優越權を維持するが爲めには一切の中立航海を禁遏するの必要あり」と公言したりき。一八〇五年八月三日、六年五月十六日、七年一月十六日及び十一月十一日の各樞密院令は實に此趣意に於て發布せられたるものなり。

斯くて一八一五年の維納講和まで英國は其主義を一貫して渝ることなかりしが其後一八五四年クリミヤ戰爭の破裂するの日まで英國は尙ほ其古來の主義を變ずることなかりしものと認む可く Atherley-Jones は Hall の言を引用して英國はクリミヤ戰爭まで左の二事を國際法規と宣言したるものなりと云へり。（註二六）

一、交戰國は公海に於て中立船内の敵貨を拿捕することを得ゞし。

二、但し中立船が敵貨を搭載するは法を犯すものに非ざるが故に該中立船は何等の處罰を受くることなきのみならず公海に於て其航海に干涉する前提條

件として捕獲者より其運賃を得るの權利あり

（註二六）Commerce in war, p. 297.

現にクリミヤ戰爭の破裂に際し當時の英國外務大臣 Earl of Clarendon が議會に於て露國產の英國財產が中立船に搭載せられたるとき拿捕を免せらるゝや否やとの質問に對し斯の如き財產が露國に住所を有し且つ其地に營業する英國人に依て輸出せられたるものならんには英國軍艦は之を尊重せざる可きを答へたるに徵するときは（註二七）開戰の當時英佛兩同盟國は互に全く相反したる主義を支持したるものと云ふ可し。蓋し佛國は中立船內の敵貨は之を尊重すると同時に敵船內の中立貨は之を沒收するの船籍主義を採用せるに反し英國は中立船內の敵貨は之を沒收するも敵船內の中立貨は之を尊重するの貨主々義を固守するものなるが故に兩國が今や同盟たる場合には中立通商は全然不可能たらざるを得ず。此に於て兩國は互に其主義の一部を放棄すると共に各一部を採用して妥協的原則を定めたり。即ち中立國旗は戰時禁制品を除く外、敵貨を庇護し中立貨は戰時禁制品を除く外敵國旗の下に拿捕せらるゝことなかる可しとの協定是れなり。然れども英國は此協定を以て單にクリミヤ戰爭中のみ其效力を有するものと制限したるが故に之に依りて英國が其古來の主義を一變したりとは云ふことを能はざりしと雖も其巴里講和會議の決議たる巴里宣言成るに及び英國は初めて其多年の主義たる Consolato del mare の原則を全然放棄したるものなり。而して巴里宣言が前記英佛の協定を採用したるものなること宣言第二則及び第三則を一讀して明白なる所なり。

（註二七）英國は古來、人の敵性を定むるに其住所に依るの主義を採用し單に國籍に依るの大陸主義を排するを以て其人の國籍は自國人なりと雖も敵國に住所を有し其地に營業するものは敵性を有するものと爲し其人の財產は之を敵貨として取扱ふの慣例なるが故にクリミヤ戰爭の當時にも露國に住所を有する英國人の財產を敵貨とし之を中立船內に發見するときは合法の捕獲物として沒收せんとしたるものにして卽ち右外務大臣の答辯は英國の住所主義に依る見解に出でたるものと知る可し。

六、米國

米國は現に一八五六年の巴里宣言に加入せざる國なり。然らば同國は「自由船

自由貨」の原則を否認するものなりやと云ふに米國裁判所の判決例中には英國流の貨主々義に依り中立船内の敵貨は之を沒收す可きものと宣告したるものありと雖も米國政府が他國との間に締結したる諸條約は多分一七九五年の英米條約の一例を除くの外總て一般の原則を採用して多年渝ることなきが故に米國は其主義に於て巴里宣言の原則を承認するものなること爭ふ可からず。即ち往時の判決例中、一八一五年最高法院の Nereide 號事件に關し Chief Justice Marshall の宣告文中には左の如く分明に英國流の貨主々義を採用したり。

中立船内に發見せられたる敵貨は戰時捕獲物にして又敵船内に發見せられたる中立貨は之を還附す可きものなりとの原則は一般に(恐らくは全般に)承認せられたる本來の國際法の一部と信ぜらるゝ所にして是れ米國が全然且明確に承認する所のものなり。抑、此原則たる戰爭は敵貨を捕獲するの全權利を與ふるも中立貨を捕獲するの權利を與ふるものに非ずとの單純合理の主義に基くものなるを以て此主義を原則の形に於て實際に適用するに當りて中立國旗は敵國財産に對し何等の保護を提供するものに非ざると共に交戰國旗亦中立財産に對し何等の敵性を感染せしむるものに非ずとの案條(プロポジション)を必然容認せざる可からず。蓋し財産の國性は之を總ての他の考察より明確に分離して窮理するときは該財産を搭載する船舶の國性とは全然無關係のものなればなり。(註二八)

（註二八）Cranch, Supreme Court Reports, vol. IX, pp. 418-9.

然るに米國政府は之より先き既に一七八〇年の「第一武裝中立」に加盟せるのみならず其後の諸條約に於て常に「自由船自由貨」を承認したること明文の立證する所なり。唯だ一七九五年英國との條約中には中立船内の敵貨は之を沒收し船舶と其他の載貨は釋放す可きを規定すと雖も同年西班牙との條約には中立船内の載貨は其所有主の何人たるを論せず總て自由たる可しと宣言せるのみならず其後の諸條約が悉く一般原則を採用せるの事實に鑑みるときは米國の主義が常に「自由船自由貨」の原則を支持するに在るを推察することを得べし。果して然らば米國は何故に一八五六年の巴里宣言に加入することを避けたるや。是れ同宣言第一則が拿捕私船（privateers）の廢止を規定せるに對し米國は當時大海軍を有せざりしが故に今後海上敵國私有財産拿獲權の廢止せられざる限り拿捕私船の使

用權を保持せざる可からずとの理由に依り宣言の他の三則には反對するものに非ざるも第一則に不贊成なる爲め全部の宣言に加盟する能はざるものなり。故に米國は「自由船自由貨」の原則を認めさるが故に巴里宣言に加盟せざるものに非ず。否な米國古來の主張は公海に於ける交戰國人民の所有財產は禁制品を除く外、一切捕獲す可からずと云ふに在るを以て主義に於ては巴里宣言よりも一層急進的なりと認む可し。左れば米國は右の特殊の理由に依り巴里宣言に加入することなかりしも現に宣言と同年に締結せられたるペルーとの條約及び其後諸國との諸條約中には啻に「自由船自由貨」の原則のみならず等しく巴里宣言の主義にして其第三則に規定せる敵船內中立貨の不可侵の原則をも併せて時に採用せるの明白なる事實に徵するときは米國の主義の那邊に在るや之を知るに難からざるなり。（註二九）

（註二九）　Atherley-Jones の Commerce in War, pp. 293-296 には米國と他國との諸條約の要領を記載し其古來の主義を明にせり。

十

最後に余は敵船內の中立貨の處分に就き其變遷を略述して本文を終結せざる可からず。

敵船內に發見せられたる中立貨を處分するに船籍主義に依て之を沒收することを得るものと爲す所謂「敵船敵貨」の原則は一六五九年佛、西間のピレニース條約及び一六六一年の佛蘭條約中に其最先例を認めらるゝこと既に前文に記する所の如し。（註三〇）蓋し船籍主義は其貨物の發見せらるゝ船舶の國籍が敵なるや將た中立なりやに依て其處理を決せられ其船籍が中立なるときは敵貨なりと雖も拿捕せらるゝことなきに反し若し其船籍が敵なるときは中立貨なりと雖も拿捕沒收せらるゝものなるを以て其捕獲權の有無は單に該貨物を搭載する船舶の揭揚旗を一見するのみにて之を判定することを得るの便利あり。即ち一方に「自由船自由貨」の原則が一般に流行するに至りたると共に之に對する「敵船敵貨」の原則も亦盛に採用せられ十八、九世紀を通じて各國の條約中に認めらるゝ至りたる所以なり。一八五六年の巴里宣言まで各國間に締結せられたる大多數の條約は一方に「自由船自由貨」の原則を宣言したるものなるが之と同時に「敵船敵貨」の原則を

も多く併せて承認したるを以て此兩原則は恰も一對の maxime (Navire libre, marchandises libres; Navire ennemi, Marchandises ennemies)を爲すものと見做されたる程なりき。

一七一三年のウトレヒト條約は實に此兩原則を併用したる其最初の手本なりと稱せらる。爾來約一世紀半の其間に締結せられたる兩原則併用の條約は皆このウトレヒト條約を學びたるものなり。而して此兩原則併用の流行は一時殆ど其極端まで走り若し一方の原則を改廢するときは必然他の一方の原則とも改廢せざる可からざるものと信ぜられたる程の奇なる誤解が行はれたりき。例へば前に既に一言したる如く米國は他國との條約に於て「自由船自由貨」の原則を認むるに當り此規約は兩交戰國が同樣に此原則を尊重するときに限り有效なる可しとの條件を附するの新例を開きたりしが（註三一）此米國の例に依りて締結せられたる條約中には若し兩締約國の一方が「自由船自由貨」の原則を認めず中立船内の敵貨を沒收することある場合には同時に「敵船敵貨」の原則をも改めて敵船内の中立貨は之を侵すことなかる可しとの特別規定を挿入したるの例少なからざりしが如し。

（註三〇）　三田學會雜誌本年八月號所載拙稿(三)の五參照

（註三一）　同上の六參照

之に反して「自由船自由貨」の原則を認めざる條約(其數甚だ少し)は亦同時に敵船内の中立貨の處分に就て何等規定を設けず。唯一の例外と認む可きは一七一六年の佛國とハンサ同盟諸市との間の條約にして此條約は「自由船自由貨」の原則を排し中立船内の敵貨を拿捕すると同時に敵船内の中立貨を沒收す可きを規定したりき。是れ一方に「自由船自由貨」を否認するも他方に「敵船敵貨」の原則を採用するものにして兩原則併用の流行に逆行するものと云ふ可し。Hautefeuille の言に據れば當時尙ほ他に敵船内中立貨の處分に就き何等の規定を設けざる條約五ありしが是等の條約は全然 Consolato del mare の原則を採用したるものにして隨て敵船内の中立貨は其の所有主に還附せらる可きものと解せざる可からずと說明したり。（註三二）

（註三二）　Histoire du droit maritime international, p. 360.

然れども多數の條約中には「敵船敵貨」の原則を採用しながら其適用に就て或種

の除外例を設け以て多少その苛酷を緩和せんとしたるものなきに非ず。例へば敵船に搭載せられたりと雖も其中立貨は開戰前に積荷せられたるか又は開戰後に積荷せられたるものにても出帆港に於て開戰を知ることを得ざりし期間內なりしならんには之を沒收するを得ざるの規定を設けたるものあり。或條約に至りては開戰が世界の各地に知れ渡る可き一定の期間を明示し其期間內に出帆したるものは船內の載貨を釋放す可きを規定したるものすらありき。例へば一七八六年英佛條約第二十九條中に規定して曰く

宣戰前又は報復命令の發布前又は宣戰後にても次に規定する期間內に積荷せられたる貨物は之を除外す。即ちアルハングル、露都及びソールランゲー島（英國のシリー島）間の港灣その他の地點に於て積荷せられたるものは宣戰又は報復命令發布後二箇月云々

更に敵船內中立貨の取扱に關する各國の法制を檢するに佛國は久しく「敵船敵貨」の原則を採用し敵船內に發見せられたる一切の貨物を沒收したりき。即ち一七〇四年（西班牙王位繼承戰爭）の勅令は此沒收を命じ一七四四年（英佛戰爭）の規則亦これを襲用したり。一七七八年（米國獨立戰爭）に至り佛國は一方に初めて「自由船自由貨」の原則を採用したるに拘はらず敵船內中立貨の處分に關しては依然として「敵船敵貨」の舊主義を支持したりき。然るに一八五四年クリミヤ戰爭破裂し英國と同盟して對露作戰を決するに及び飜然として「敵船敵貨」の船籍主義的原則を放棄し敵船內の中立貨は之を尊重するの新原則を承認したり。是れ多年英國の支持したりしものを採用したるに外ならずと雖も此に於て佛國は中立船內の敵貨に對しては「自由船自由貨」の原則を維持すると共に敵船內の中立貨に對しては其中立貨の自由を新に承認して初めて現行法規の基礎を確立したるものなり。

西班牙その他歐洲大陸の諸國も亦久しく「敵船敵貨」の原則を維持し一八五六年巴里宣言に至て初めて其主義を一變したりしものなるが獨り英國に至りては終始一貫してConsolato del mareの貨主々義を固守し敵船內中立貨の自由を主張したりき。尤も隨時發布せられる樞密院令中には其規定の曖昧なるものあり又その實際の適用も不正確なるの事實なきに非ずとて之を非難するものありと雖も（註三三）少なくとも英國が曾て公然「敵船敵貨」の原則を承認したることなかりし明白の事

實は何人も之を否定するを得ざる可し。

（註三三）Hautefeuille は其一人なり。彼は元來英國に對し常に不快の念を絶たざる舊佛國の學者なりしを以て其名著 Histoire du droit maritime international には全卷到る處に英國の主義政策を論難し殆ど公平の判斷を失へるが如し。（同書 p. 362.）

米國は「敵船敵貨」の原則に對して英國の如く一貫したる態度を支持したることなし。一七七八年の佛國との條約に於て「自由船自由貨」の原則と共に之を採用し一七八二年和蘭八三年瑞典との條約にも之を承認したり。然るに八五年普魯西との條約中には單に「自由船自由貨」に就て規定を設くるも反對の原則たる「敵船敵貨」は之を發見せず。八七年のモロッコ、九六のトリポリ及び九七年のテユニス各條約には「自由船自由貨」の原則を認むると同時に敵船内の中立貨は之を釋放して其所有主に還附す可きを規定せるに拘はらず一八〇〇年の佛國との條約には兩原則を併用し更に一八二四年以後五一年に至る間、中米及び南米諸國との諸條約には何れも兩原則併用の規定を存したり。一八五四年に至り露國との條約に於て「自由船自由貨」の原則と共に敵船内の中立貨は禁制品を除く外、沒收す可からざるを宣言したるに續て翌五五年兩シヽリー國及更に翌五六年ペルー國との條約にも同樣の條項を設けたりしに五八年ボリヴキヤとの條約には再び「敵船敵貨」「自由船自由貨」の兩原則を併用し六〇年ヴェネゼラ條約中には「自由船自由貨」の原則のみを規定するも他方の「敵船敵貨」に就ては明記する所なかりき。六四年のヘイチ國六七年のドミニカン共和國七〇年のペルー及びサン、サルヴァドル國との條約には何れも兩原則を併記したるに八七年ペルーとの新條約に於ては「敵船敵貨」の原則を廢したり。即ち以上の事實に徵するときは米國は「敵船敵貨」の原則に就て其主義常に豹變せるのみならず巴里宣言後に締結せられたる諸條約が一方には同宣言第二則の「自由船自由貨」を承認せると全く反對に其第三則の敵船内中立貨の不可侵に關して屢々之を否認する條項を設けたるは一般の慣例に反するものとして特に注意を引く所なる可し。（終）